

「適正工期確保宣言」実施要領（概要）

I 「適正工期確保宣言」実施要領策定の趣旨

2024年4月から労働基準法の時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、2023年7月21日に、「発注者に見積書を提出の際、真に適切な工期に基づき見積りを行い、工期・工程を添付」等を含む合意を「適正工期確保宣言」という形で決定した。

2023年9月からは本格実施を開始し、これまでは、会員各社において準備が整い次第取組みを開始することとしてきたが、今後、円滑かつ適切な取組みの推進に資するよう「適正工期確保宣言」の実施要領を策定することとした。

II 「真に適切な工期」と「適正な工期」の関係について

- 建設業法などにおける「適正な工期」は、自然条件、工事の内容、施工条件等のほか、週休2日の確保等を考慮した上、総合的に判断されるもの。
- 「真に適切な工期」は、働き方改革や労働基準法に基づく時間外上限規制への対応に万全を期す観点から、適正工期確保宣言においては、4週8閉所、週40時間稼働が確保されることを前提として定義している。

真に適切な工期	建設業法など
① 4週8閉所を原則とする	4週8休を考慮※
② 週40時間を現場稼働時間の原則とする	労働基準法の法定労働時間であること※
③ 適切な歩掛による実稼働時間を前提とする	必要経費へのしわ寄せ防止の徹底※

※「工期に関する基準」及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」より抜粋

III 具体的な実施内容

宣言の基本的な実施内容とともに、以下の留意事項を記載。

- この宣言の対象は初回の見積書及び見積りの提出に限り、その後の取組みは個社の判断に委ねる。また、発注条件、金額、工期などに一定以上変更がある場合、契約に至る実質的な最初の交渉とみなせる見積りも初回の見積りとする。
- 発注者に工期が指定されている場合でも、指定工期に基づく見積書に、「真に適切な工期」に関する工期の資料を添付し説明を行うこととするが、その工程作成に時間を要したり、作業が煩雑になったりする場合は、工程作成を省略することも可能とする。
- 「真に適切な工期」が確保できないような要請を受けた場合には、可能な限り「真に適切な工期」の確保に努める。しかし、「真に適切な工期」の確保が難しい場合には、その工期に合わせるための必要な増員や費用等を説明することで、必要な経費の確保に繋がる。
- 発注者との関係で「真に適切な工期」が確保できない場合にあって、協力会社からの「真に適切な工期」を前提とした見積りがなされた場合には、全体工程を確認し、真摯に対応する。

IV 今後の具体的な進め方

フォローアップ調査は半年毎とし、順次、契約時・着工時(着工後)の状況も含めフォローアップを実施する予定。